

建設業許可制度

建設業法案の提案理由説明

- 国民経済の再建に重要な責務を果たす建設事業の施工は建設業者に負うところが大きいため、建設業者の資質は非常に重要である。
- 終戦後においては建設業者が乱立し、経済事情の逼迫に伴う経営難、資金難等により、建設産業には弊害が発生。また、現行の請負契約には種々の不合理が存在し、工事の適正な施工を阻害している。
- こうした現状を放任しては建設事業の適正な実施及び強力な推進は到底望みがたいため、建設業者の登録の実施、請負契約の規正、技術者の設置等を内容とする建設業法案を提案し、建設工事の適正な施工の確保と建設業の健全な発達に資し、公共の福祉に寄与する。

(登録制度採用とその効果)

- 登録簿その他の書類を公衆の閲覧に供し注文者等に便を与えること、悪質業者に対して登録の抹消等の監督手段を発動する根拠とすること、一定の要件を欠く能力の乏しい業者を排除すること、そして業者の実態を把握することを企図する。

登録制度について

第四条(登録)

- 建設業を営もうとする者は、この法律の定めるところにより、登録を受けなければならない。
- 登録は二年間有効、更新制。

【登録の要件】

第五条(登録の要件)

- 登録を受けようとする者(法人においては役員)が、以下の要件のいずれかに該当する必要がある。
 - ・高卒以上の指定学科を卒業した者
 - ・建設工事に関し、法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けた者
 - ・建設工事に関し十年以上の実務経験を有する者

【適用除外】

第三条(適用除外)

- 以下に該当する工事のみの完成を請け負うことを営業とする者には、建設業法は適用されない。
 - ・政令で定める軽微な工事
(工事一件の請負代金の額が三十万円に満たない建設工事)
 - ・別表中第十四号から第二十二号までに掲げる工事
(板金工事、とび工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、タイル工事、壁紙工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事)

登録制度から現在の許可制度に至る経緯・変遷

主要な制定・改正	要件	有効期限	主要な制定・改正事項とその背景
「建設業法」(昭和24年)	・技術者	2年	【制定事項】登録制の導入 ※大臣登録と知事登録との要件に差異なし
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和28年)	・技術者 ・営業所への技術者配置 ※大臣登録のみ	2年	【改正事項】業法の適用範囲の拡大(適用除外9業種中壁紙工事を除く8業種に適用) 大臣登録業者の登録要件の強化(同一都道府県内の営業所の一に技術者を配置) 【背景】適用除外業種についても重要性があるとみなされ、また紛争も多く発生したため、適用範囲拡大第27条で規定された大臣登録の営業所への技術者の配置義務を徹底するため、登録要件に追加
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和36年)	・技術者 ・営業所への技術者配置 ※大臣登録のみ	2年	【改正事項】主として請け負う建設工事の種類ごとの技術者が要件化 ※登録業者が請け負う建設工事の種類に制限なし 総合工事業者(現在の一式工事に相当)の登録制度の創設 【背景】従来の資格要件は軽易かつ画一的 年々増加する膨大な建設工事量を適正に消化するため、施工体制を強化する必要
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和46年)	・経營業務管理責任者 ・営業所専任技術者 ・誠実性 ・財産的基礎	3年	【改正事項】登録制から許可制へ移行、有効期限も2年から3年に 一般建設業、特定建設業の区分け、業種別の許可制の採用 一般建設業の許可には経営経験、技術者の有無、誠実性、財産的基礎を要件とし、特定建設業の許可には技術者及び財産的基礎に係る要件を加重 【背景】建設投資に対する需要がますます増大することが予想され、建設業界より一層重要になる一方で、施工能力・資力・信用に問題のある建設業者による粗雑粗漏工事や公衆災害等が発生 公正な競争の阻害により業者の倒産の増加が顕著に 近く予想される全面的な資本の自由化に対処して国際競争力を強化すべく、経営を近代化・施工を合理化する必要
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和62年)	・経營業務管理責任者 ・営業所専任技術者 ・誠実性 ・財産的基礎	3年	【改正事項】特定建設業の許可基準の改正(指定建設業の営業所専任技術者を国家資格者等に限る) 【背景】競争が激化する中で、経営環境の悪化、労働条件の低下、倒産の多発 施工能力・資力・信用に問題のある者が建設市場に不当に参入 建設業における施工技術水準の高度化、経営体質の改善等に資する必要
「建設業法の一部を改正する法律」(平成6年)	・経營業務管理責任者 ・営業所専任技術者 ・誠実性 ・財産的基礎	5年	【改正事項】許可の有効期間を3年から5年に 欠格要件の強化(禁固以上の刑に処せられた者に拡大等) 【背景】公共工事をめぐる一連の不祥事を踏まえ、国民の公共工事に対する信頼を回復する必要
「建設業法等の一部を改正する法律」(平成26年)	・経營業務管理責任者 ・営業所専任技術者 ・誠実性 ・財産的基礎	5年	【改正事項】業種区分に解体工事業を追加 欠格要件の強化(暴排規程の追加) 【背景】維持管理・更新時代の到来に伴い、解体工事の適切な施工をはかる必要

建設業法の概要（昭和24年5月24日公布）

目的

- ・建設業を営む者の資質の向上
- ・建設工事の請負契約の適正化 等



- 建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護
- 建設業の健全な発達を促進

許可制度 ★建設業者の資質の向上★

許可の要件

経営能力

業種ごとの技術力

誠実性

財産的基礎

欠格要件

- ・許可取消しから一定期間を経過しない者
- ・刑に処せられてから一定期間を経過しない者
- ・法人でその役員が欠格要件に該当する者 等

29業種

（土木工事業・建築工事業等）

許可の種類

特定建設業許可
（元請として4,000万円以上の下請契約を結ぶ工事）

一般建設業許可
（特定建設業以外）

国土交通大臣許可

2以上の都道府県に営業所を設置

都道府県知事許可

1の都道府県のみ営業所を設置

許可不要

500万円未満の建設工事

（建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事）

技術者制度 ★施工技術の確保★

業種ごとに工事現場に技術者を設置

主任技術者の設置

監理技術者の設置
（元請として4,000万円以上の下請契約を結ぶ場合）

請負契約の適正化 ★発注者や下請負人の保護等★

- ・元請負人の義務
（例：施工体制台帳の作成（4,000万円以上の下請契約を結ぶ場合））
- ・公正な請負契約の締結義務
- ・請負契約の書面締結義務

経営事項審査 ★公共工事元請業者の一元評価★

経営状況等に関する客観的事項の審査
（公共工事の元請になろうとする建設業者）

- ①経営状況 ②経営規模
- ③技術力 ④社会性

監督処分 ★法令遵守の実効性の担保★

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

- ・指示処分
- ・営業停止処分
- ・許可取消処分

○ 建設業法における許可制度の要件は以下4点から構成される。

(1) 経営の安定性

① 経営能力(経営業務管理責任者)

…建設業は一品ごとの注文生産であり、一つの工事の受注ごとにその工事の内容に応じて資金の調達、資材の購入、技術者及び労働者の配置、下請負人の選定及び下請契約の締結を行わなければならない、また工事の目的物の完成まで、その内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要であることから、適正な建設業の経営を行うため課せられている要件

② 財産的基礎(請負契約を履行するに足りる財産的基礎・金銭的信用)

…建設業の営業を行うには、資材の購入、労働者の募集、機械器具又は仮設機材の購入等工事の着工のためかなりの準備資金を必要とするところ、適切な営業活動を行い、建設工事の適正な施工を確保するためには、営業に当たってある程度の資金を確保していることが必要との観点から課せられている要件

(2) 技術力

③ 業種ごとの技術力(営業所専任技術者)

…建設業に関する営業の中心は各営業所にあることからみて、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するためには、各営業所ごとに許可を受けて営業しようとする建設業に係る建設工事についての技術者を置くことが必要であり、そこに置かれる者は常時その営業所に勤務していることが適切であることから課せられている要件

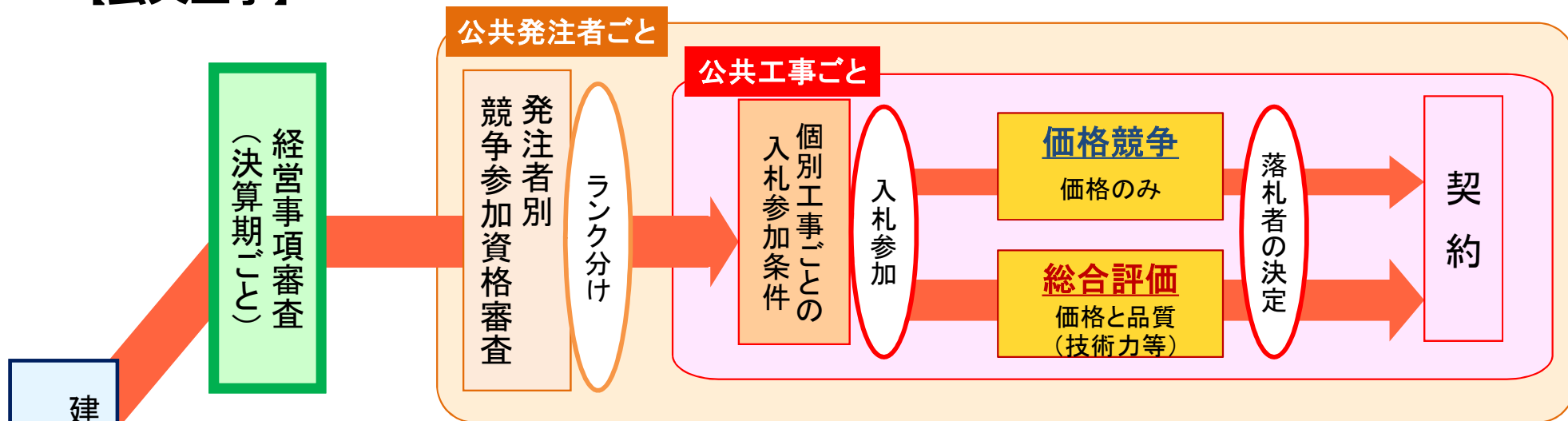
(3) 適格性

④ 誠実性(役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除)

…建設業の営業は注文生産であるためその取引の開始から終了までに長い期日を要すること、前払などによる金銭の授受が慣習化していること等により、いわば信用を前提として行われるものであり、請負契約の締結やその履行に際して不正又は不誠実な行為をするような者に営業を認めることはできないことから課せられている要件

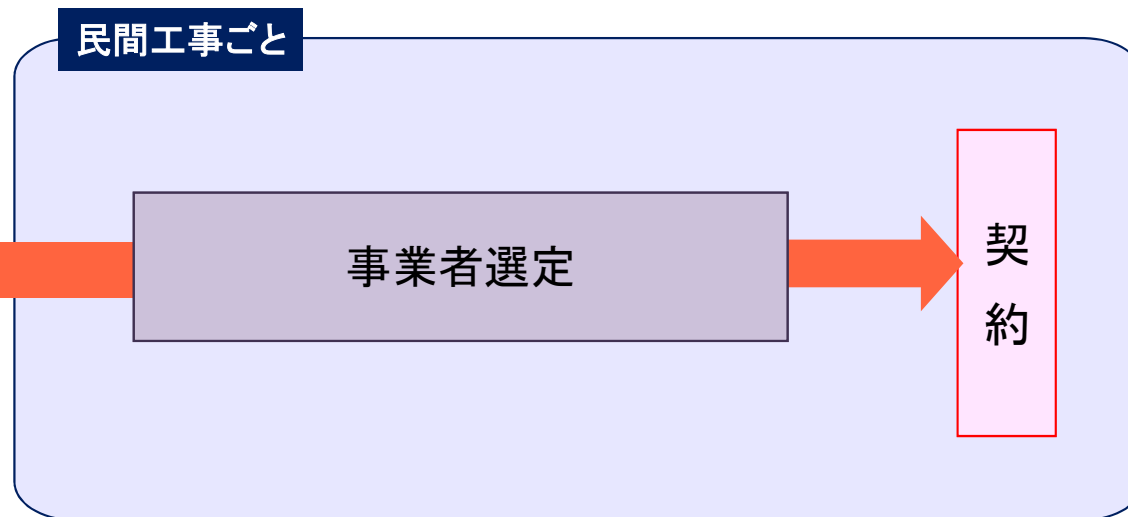
※このほか、法第8条において、暴力団排除等の欠格要件あり

【公共工事】



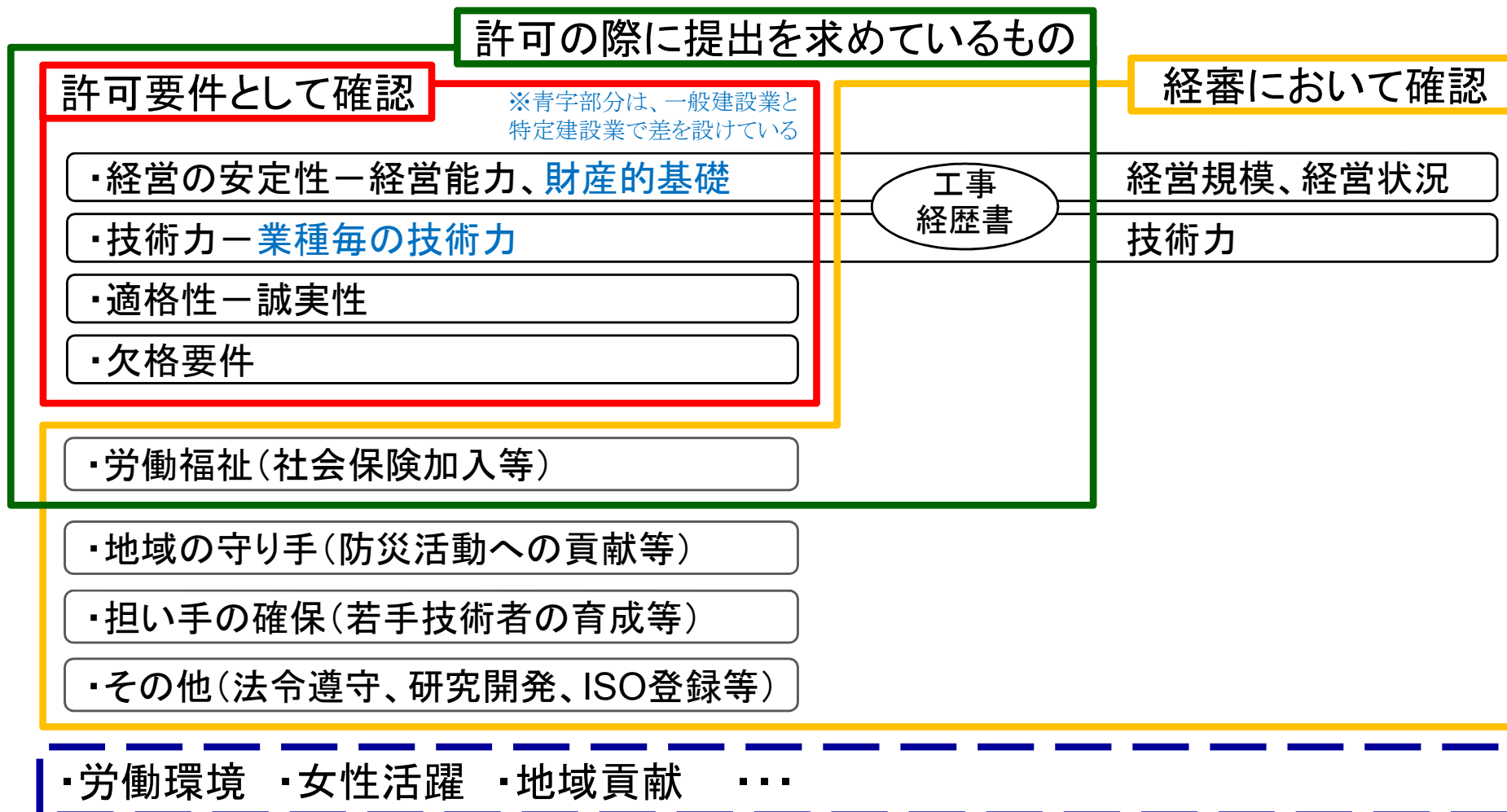
※その他必要に応じて保証を付保

【民間工事】



許可で見るべきこと	<p>○発注者保護の観点から、一定の条件を満たした者に許可を与えることにより、不良不適格業者の参入を排除するために必要な、以下の点を評価することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の安定性－経営能力、財産的基礎 ・技術力－業種毎の技術力 ・適格性－誠実性 ・欠格要件 <p style="text-align: right; font-size: small;">※青字部分は、一般建設業と特定建設業で差を設けている</p>
経審で見るべきこと	<p>○許可制度により一定のスクリーニングを経ていることを前提として、公共発注者の便宜に資するため、各公共発注者が共通して評価すべき事項(評価結果が同じとなる事項)を一括で審査することとしている。</p> <p>(例)完成工事高、自己資本額、技術職員数、労働福祉の状況 等</p>
事業者選定で見るべきこと	<p>○許可制度により一定のスクリーニングを経ていることを前提として、個々の発注者にとって、発注条件となる金額・工期に必要な目的物が建設されること</p> <p>※公共発注者の場合、許可制度に加え、経審の受審により一定のスクリーニングを経ていることを前提として、一定の入札参加条件の設定や、価格と品質の面からの競争入札の採用等により、価格と品質が総合的に優れた契約相手を選択する。</p> <p>※民間発注者の場合、競争入札や交渉により、条件に合う取引を考慮して選択するが、その際、取引関係や建設業者の経営力・評価等も勘案し総合的に考慮する。</p>
保証の立場で見るべきこと	<p>○請け負った工事を適切にやり遂げること、瑕疵担保期間中まで破産等しないこと</p>

- 建設業法においては、不良不適格業者の参入を排除する観点から、許可制度により参入要件（経営能力、財産的基礎、業種毎の技術力、誠実性、欠格要件）を課している。
また、許可制度に加え、許可における観点の上乗せ（会社の経営規模や経営状況、技術力）や、労働福祉や地域の守り手、担い手の確保については、経審においても確認がなされている。
- 許可や経審との関係も踏まえ、建設業に求められる能力等、情報開示のあり方も考慮し、今後制度的に対応すべきものはあるか。



(注) 許可申請の際に提出された資料は、一部個人情報が含まれるもの等を除き、閲覧可能。また、経審で確認されている項目は情報開示がなされている。

- 建設業法における建設業許可の要件の一つとして、『経營業務管理責任者要件』（建設業の経営に関する一定の経験を有する者が、一名以上常勤役員等であること）がある。



- ① 許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験^(注1)を有する者
- ② 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- ③ 許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって次のいずれかの経験を有する者
 - － 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験^(注2)
 - － 7年以上経營業務を補佐^(注3)した経験

- 業務を執行する社員
(持分会社の業務を執行する社員)
 - 取締役
 - 執行役
 - 上記に準ずる者(組合等の理事等)
- ※平成28年6月1日に見直しを実施(後述)。

[趣旨] 事業者の経営陣に一定の人的要件の配置を求めるとを通じ、一品ごとの受注生産、契約金額が多額、請負者が長期間瑕疵担保責任を負うという、他の産業と異なる特性を有する建設業における適正経営の確保を図る目的

(注1) 業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいう。

(注2) 取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。

(注3) 許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について従事した経験をいう。

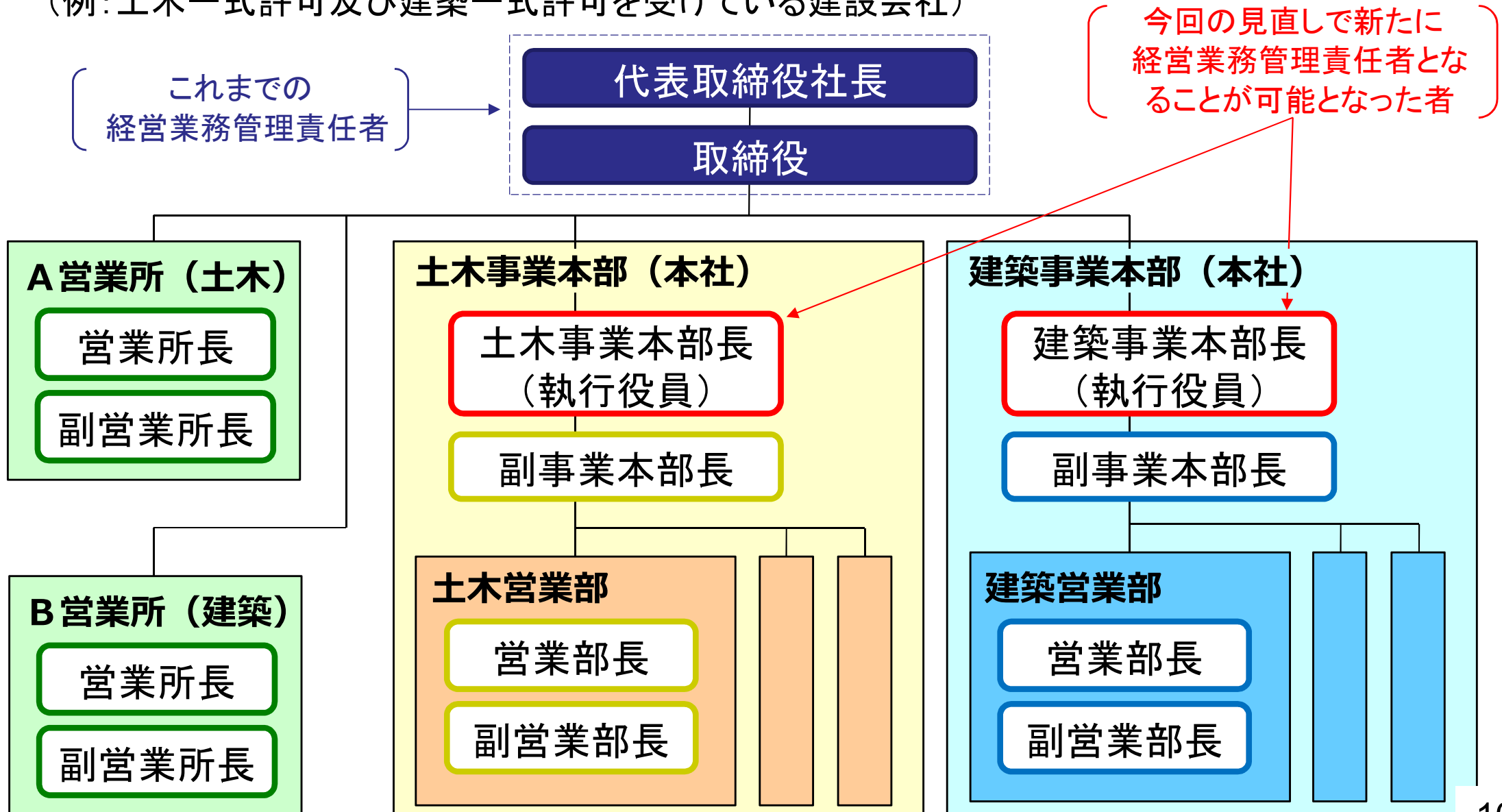
○ 平成27年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、建設業許可基準の見直しに関し、以下4点について措置することとされている。

- ① 建設業許可基準において経営業務管理責任者としての経験を有する者の配置が求められる「役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)」に、業務の執行権限を明確に委譲されている等、一定の要件を満たす者(一定の要件を満たすいわゆる執行役員等を想定)も含めることとする。【27年度措置】
- ② 5年の経験年数や、同等の能力を有する者の要件の経験年数について、経験を代替する研修制度の創設などにより一定程度短縮することの可能性について検討する。【27年度検討開始、28年度結論・措置】
- ③ 常勤の役員の1人が、許可対象業種の建設業に関し5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者と同等の能力を有する者であることを示すために事業者が提出する書類は、必要最小限のものとなるよう、ガイドライン等の見直しを行う。【27年度措置】
- ④ 建設業の適切な経営を担保するための建設業の許可基準の在り方について、規制の目的に見合った適切かつ合理的な許可要件等への見直しも含めて、検討する。【27年度検討開始】

⇒ このうち、①及び③については、平成28年5月17日、国土交通大臣に係る建設業許可基準・ガイドラインを改正し、6月1日より適用している。

○ 今回の見直しにより、建設業許可に係る執行役員（例えば、事業本部長など）も経營業務管理責任者となることが可能となった。

(例:土木一式許可及び建築一式許可を受けている建設会社)



- 現行の建設業法では、
 - ・適正経営の確保を図るために経営業務管理責任者要件を
 - ・建設工事に必要な資金を一定程度担保するために財産的基礎要件を課すことにより、経営の安定性の観点から、建設業者としての適正性を判断している。

- この点、今日的に見たときに、経営の安定性をどのように判断していくことが適当か。

- また、許可の際に判断された経営の安定性が、許可期間中確保され続けるために、どのような取組みが必要か。

- また、建設業法における建設業許可の要件の一つとして、『営業所専任技術者要件』
(その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること)がある。

○許可の種類(特定/一般)及び各業種区分
に応じた技術者要件を満たす者

(例)建築工事業の場合

- ・特定建設業…建築士(一級のみ)、建築施工管理技士(一級のみ)
- ・一般建設業…建築士(一級・二級)、建築施工管理技士(一級・二級)

○「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう(以下の者は原則として専任とは言えない)。

- ①住所が営業所の所在地から著しく遠距離にあり、通勤不可能な者
- ②他の営業所において専任を要する者
- ③建築士や宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者
- ④他に個人営業を行っている、他の法人の常勤役員である等他の営業等について専任に近い状態にある者

[趣旨] 建設業に関する営業の中心は各営業所にあることからみて、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するためには、各営業所ごとに許可を受けて営業しようとする建設業に係る建設工事についての技術者を置くことが必要であり、そこに置かれる者は常時その営業所に勤務していることが適切であることから課せられている。

注1) 営業所とは、「本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所」とされており、本店又は支店については、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与する場合は、この「営業所」に該当する一方、登記上の本店等に過ぎないものは該当しない。
常時建設工事の請負契約を締結する事務所とは、請負契約の見積り、入札、契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、工事事務所、作業所等は該当しない。営業所の判断については個々の実態によるものの、最低限、請負契約に関する権限を委任され、営業を行うべき場所を有し、備品を備えていることが必要。

注2) 営業所における営業所専任技術者は制度趣旨の観点からは、建設工事の企画段階から契約締結に至るまでの発注者・設計者と技術的調整を行うこととなっている(契約締結そのものには関与しない)。

他方、実態の業務としては、上記調整に加え、各現場における施工状況の一元的確認や問題解決・支援等を行っている。(本店等においては会社としての施工状況の一元的確認の度合いが大きく、現場に近い営業所においては現場での問題解決・支援の度合いが大きい。)

- 営業所専任技術者については、前頁のとおり、「営業所に常勤して専らその職務に従事すること」が求められている。
- 他方、以下の要件を満たす建設工事については、生産性向上や技術者の配置・運用改善等の観点から、平成15年以降、営業所専任技術者が当該建設工事の現場技術者を兼務できることとされている。
 - ①その営業所において請負契約が締結された建設工事であること
 - ②工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること
 - ③営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるもの
 - ④技術者の専任配置が不要である建設工事であること

- 現行の建設業法では、各営業所ごとに技術者を置くことを課すことにより、業種ごとの技術力を確保し、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保する観点から設けられたもの。
- この点、今日的に見て、建設業の拠点である営業所は、どのような機能や体制が備えられているべきか。

(検討の視点の例)

- 営業所専任技術者と現場技術者との関係
- 建設業法制定当時よりもICT環境が向上していることの考慮
- 建設業法における営業所が公共工事の地域要件に利用されていることの考慮

建設業許可の現行の欠格要件

○建設業法第8条において、許可に係る欠格要件を規定している。

- ① 成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ないもの
- ② 建設業許可の取消しの日から5年を経過しない者
- ③ 許可の取消しの処分に係る通知があった日から、当該処分があった日までの間に廃業届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ④ ③に規定する期間内に廃業届出があった場合において、許可取消処分の通知の前60日以内に法人の役員、使用人等であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ⑤ 営業停止の期間が経過しない者
- ⑥ 許可を受けようとする建設業について営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- ⑦ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑧ 建設業法、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定(※)、暴力団対策法に違反したことにより、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
※政令において、建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、**労働基準法**、**職業安定法**、**労働者派遣法**を規定
- ⑨ 暴力団員等(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)
- ⑩ 未成年者で、その法定代理人が①～⑨又は⑪のいずれかに該当するもの
- ⑪ 法人で、その役員等又は政令で定める使用人のうちに、①～④、⑥～⑨のいずれかに該当する者のあるもの
- ⑫ 個人で、政令で定める使用人のうちに、①～④又は⑥～⑨のいずれかに該当する者のあるもの
- ⑬ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 今日的に見たときに、建設業者として欠格と言える要件が他にあるか。

建設業許可に係る申請書類等について①

1. 建設業許可に係る申請書類

建設業許可の申請にあたっては、許可要件の審査や公衆の閲覧に供し注文者による適切な事業者選定の利便等に供する観点から、建設業法施行規則において、必要な申請書類を規定している。

【申請書類】 ※（ ）内は様式番号。【 】内は許可基準・欠格要件に係る関係条文。

<許可要件の審査に係るもの>

- 建設業許可申請書（第1号）【§7③、§8】
- 役員等一覧表（第1号別紙1）【§7③、§8】
- 営業所一覧表（第1号別紙2）【§7②】
- 収入印紙、又は登録免許税領収証書はり付け欄（第1号別紙3）【§10】
- 専任技術者一覧表（第1号別紙4）【§7②】
- 誓約書（第6号）【§8】
- 経営業務の管理責任者証明書（第7号）【§7①】
- 経営業務の管理責任者の略歴書（第7号別紙）【§7①】
- 登記事項証明書【§8】
- 市区町村の長の証明書【§8】
- 専任技術者証明書（第8号）【§7②】
- 実務経験証明書（第9号）、指導監督的実務経験証明書（第10号）
卒業証明書、資格証明書等【§7②】
- 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（第11号）【§7③、§8】
- 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（第12号）【§7③、§8】
- 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所
、生年月日等に関する調書（第13号）【§7③、§8】
- 株主（出資者）調書（第14号）【§7③、§8】
- 貸借対照表（第15号、第18号）【§7④】
- 損益計算書・完成工事原価報告書（第16号、第19号）【§7④】
- 株主資本等変動計算書（第17号）【§7④】
- 注記表（第17号の2）【§7④】
- 附属明細表（第17号の3）【§7④】
- 商業登記簿謄本【§7③、§8】

<許可要件の審査に係るもの以外> ※公衆の閲覧の用に供する等の目的により提出させている

- 工事経歴書（第2号）
- 直前3年の各事業年度における工事施工金額（第3号）
- 使用人数（第4号）
- 国家資格者等・監理技術者一覧表（第11号の2）
- 定款
- 営業の沿革（第20号）
- 所属建設業者団体（第20号の2）
- 納税証明書
- 健康保険等の加入状況（第20号の3）
- 主要取引金融機関名（第20号の4）

建設業許可に係る申請書類等について②

2. 建設業許可に係る確認資料

申請書類とは別に、各許可行政庁において、許可要件に適合しているか否かを確認するための書類を求めている。

【一般的な確認書類の例】 ※【ガ】…「建設業許可事務ガイドライン」に定めているもの

【経營業務の管理責任者】	【営業所の専任技術者】	【営業所】
(1) 常勤性 ①健康保険被保険者証等【ガ】 ②住民票等 (2) 経験（法人役員の場合） ①期間 ・商業登記簿謄本等【ガ】 ②業種 ・建設業許可通知書 ・請負契約書等（許可を有しない期間がある場合）	(1) 常勤性 ①健康保険被保険者証等【ガ】 ②住民票等 (2) 資格要件（実務経験の場合） ①経験内容 ・建設業許可通知書 ・請負契約書等（証明者が許可を有していない場合、指導監督的実務経験の場合） ②経験期間中の常勤性 ・健康保険被保険者証等	(1) 実態 ①営業所の地図（最寄りの交通機関等の位置を明示した概略図）【ガ】 ②営業所の写真（外観、入り口付近、内部を写したものの）【ガ】 (2) 使用権原 ①不動産登記簿謄本（自社所有の場合）【ガ】 ②賃貸借契約書等（賃貸借の場合）【ガ】 (3) 常勤性（令3使用人関係） ①健康保険被保険者証等【ガ】 ②住民票等 ③委任状等（代表権のない場合）

※申請内容により、上記以外の書類により確認する場合がある。

3. 審査実務の実態（許可実務担当者からのコメント）

【経營業務の管理責任者、営業所の専任技術者 共通】

- ✓ 過去の実務経験等について、書類が未作成・未保存のため、確認書類の提出が困難な状況も多い。
- ✓ 他社での経験の場合、申請者が当該他社から証明をもらえない場合や確認書類を入手できないケースも多い。
- ✓ 住民票を移していない場合も多く、別途、居住箇所の賃貸借証明書や公共料金の領収書などで確認が必要となる。
- ✓ 営業所から居住地が遠隔地にあり、常勤性が疑われるケースも多い。

【経營業務の管理責任者 関係】

- ✓ 登記されている役員以外の立場（令第3条に規定する使用人や執行役員等）での経験の場合、別資料での確認が必要。
 - 令第3条に規定する使用人：着任時と退任時がわかる変更届出書の写し、経験期間中の許可申請書の写し
 - 執行役員等：組織図、業務分掌規程、定款、取締役会の議事録、人事発令書等

【営業所関係】

- ✓ 写真で見ると、書類が一切なく机と椅子と電話だけというものも多く、真に営業所としての実態を有しているかの判断に迷う場合も多い。

土木と建築の許可要件の違い

1. 建設業法における業種区分とその考え方

- 建設業法における建設工事のうち、いわゆる一式工事(総合的な企画、指導、調整のものに工事目的物を建設する工事)は、土木工作物/建築工作物の別で許可業種が分けられている。
→土木工事業、建築工事業
- また、その他の建設工事(いわゆる専門工事)については、工事目的物が土木であるか建築であるかを問わず、その工事内容によって許可業種が分けられている。
→(例)とび・土工・コンクリート工事、電気工事、塗装工事

2. 土木工事と建築工事の許可要件の違い

- 建設業法において、業種区分ごとの許可要件の違いは、その工事に必要となる技術力が異なるという観点から、営業所専任技術者に係る技術者要件のみ^(注1)が異なっている。
従って、土木工事業と建築工事業についても、それぞれ必要となる技術者要件が異なる。
裏を返せば、技術者要件以外で、工事目的物の別による許可要件の差異は存在しない。

【土木工事業と建築工事業の技術者要件^(注2)】

土木工事業の技術者要件	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械施工技士(1級、2級) ・土木施工管理技士(1級、2級(種別:土木)) ・技術士試験合格者(技術部門:建設部門、農業部門(一部科目のみ)、森林部門(一部科目のみ)、水産部門(一部科目のみ)、総合技術監理部門(一部科目のみ))
建築工事業の技術者要件	<ul style="list-style-type: none"> ・建築施工管理技士(1級、2級(種別:建築)) ・建築士(1級、2級)

(注1) 許可要件のうちの一つである「経營業務管理責任者要件」においては、許可を受けようとする業種ごとの経営経験等が役員等に必要とされている(一部例外あり)。また、業許可が不要となる「軽微な工事」は、建築工事業の場合は「1,500万円に満たない工事又はのべ面積が150㎡に満たない木造住宅工事」とされており、それ以外の許可業種の場合は「500万円に満たない工事」と差異が設けられている。

(注2) 一般建設業の場合。また、これらの国家試験合格者に加え、当該業種の実務経験や、高校・大学(指定学科に限る)卒業+実務経験を有する者等も技術者として認められる。

現行29業種区分の内容(1/2)

建設工事の種類(法律)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(通達)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、(工作物の解体※)等を行う工事	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、(工作物解体工事※)
	ロ)くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ)くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事
	ハ)土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ)土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事
	ニ)コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ)コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事
	ホ)その他基礎的ないしは準備的工事	ホ)地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパイプ工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

※【解体工事の追加】の施行後は()内を削除

現行29業種区分の内容(2/2)

建設工事の種類(法律)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(通達)
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物等の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事 (H28.6施行)	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

建設工事の業種区分と技術者要件の対応

			土木一式	建築一式	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	ほ装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体				
建設業法	技術検定	建設機械1級																																	
		建設機械2級																																	
		土木1級																																	
		◎土木2級																																	
		建築1級																																	
		◎建築2級																																	
		電気工事1級																																	
		電気工事2級																																	
		管工事1級																																	
		管工事2級																																	
		造園1級																																	
		造園2級																																	
		地すべり防止工事士					1																			1									
		1級計装士								1	1																								
		解体工事施工技士																																	
		基礎施工士																																	
技術士法◎	技術士																																		
建築士法	建築士1級																																		
	建築士2級																																		
	建築設備士																																		
電気工事士法	第1種電気工事士																																		
	第2種電気工事士																																		
電気事業法	電気主任技術者																																		
電気通信事業法	電気通信主任技術者																																		
水道法	給水装置工事主任技術者																																		
消防法	消防設備士																																		
職業能力開発促進法◎	技能検定	1級																																	
		2級																																	
建設業法	実主任技術者であり、元請4,500万円以上指導監督2年以上 経大卒(指)3年以上、高卒(指)5年以上、その他10年以上																																		

凡例

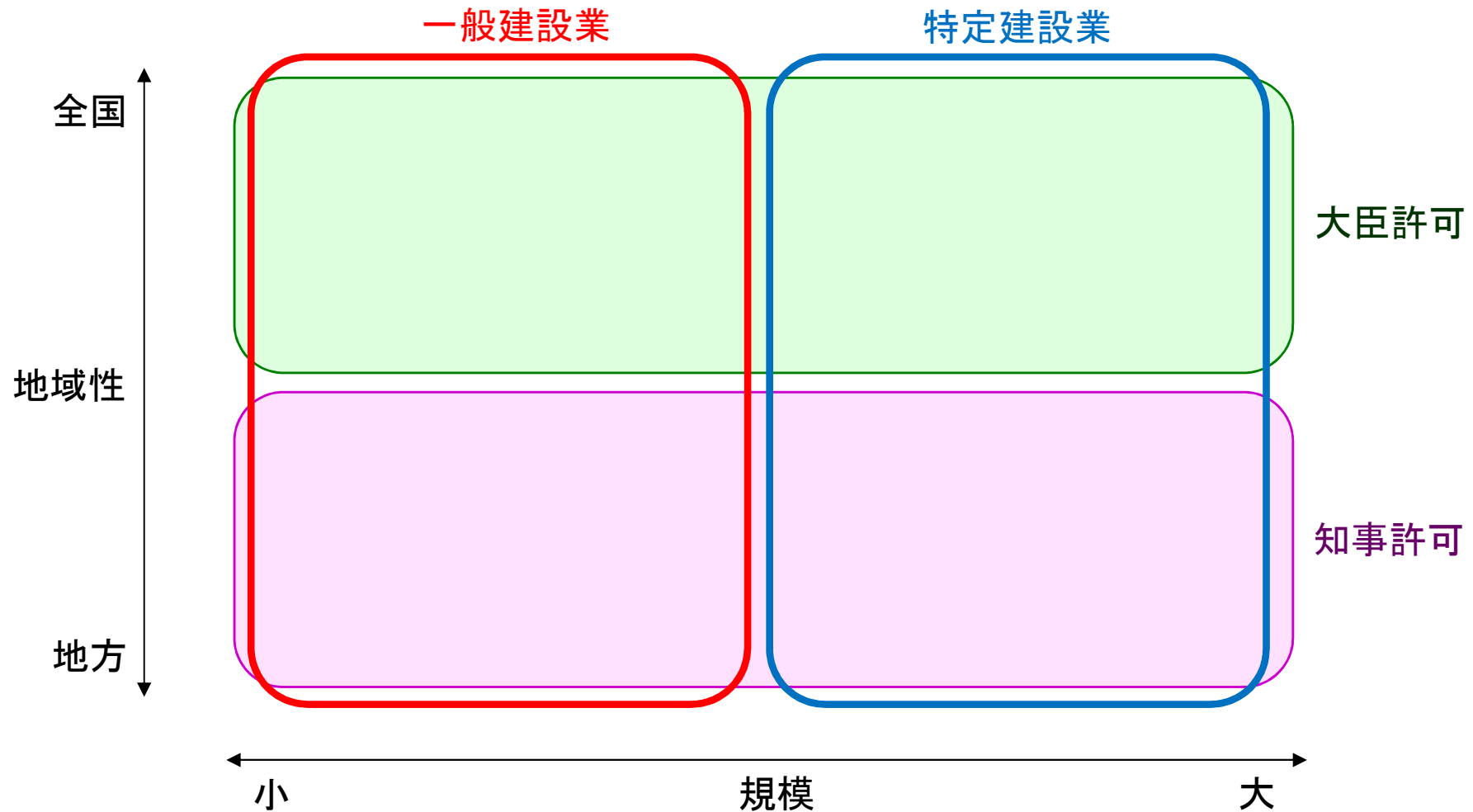
■ 監理技術者・主任技術者資格 ■ 主任技術者資格 (数字は、資格取得後、必要な実務経験年数) □ 指定建設業

◎は業種に対応した細かな資格の種別、部門、職種、科目が設定されている

規制事由	通常の規制	加重規制の切り口	加重規制の内容
許可 法3条	一般建設業の許可要件 ①経營業務管理責任者 ②営業所専任技術者 ③誠実性 ④財産的基礎	○発注者から直接請け負う一件の建設工事に関し、建築一式工事については総額が6000万円以上、その他の工事については総額が4500万円以上となる下請契約を締結して施工する者	特定建設業の許可（一般建設業許可取得よりも厳しい営業所専任技術者要件、財産的基礎の基準）
一括下請負の禁止 法22条	発注者の書面による承諾を得た場合、一括下請負可能	○多数の者が利用する施設等に関する重要な建設工事で政令で定めるもの（共同住宅の新築） ○公共工事（入契法第14条）	書面による承諾の有無に関わらず一括下請負禁止
支払期日 法24条の3、5	注文者から支払を受けて一月以内に下請に支払う	○特定建設業者	下請が工事完成を申し出た日から起算して五十日を経過する日以前のできる限り短い期間内において支払う
下請指導 法24条の6	義務付けなし	○特定建設業者	下請負人が、政令で定める法令の規定に違反しないよう、指導
施工体制台帳等 法24条の7	義務付けなし	○特定建設業許可が必要となる建設工事 ○公共工事（入契法第15条）	施工体制台帳の作成・備え置きや施工体系図の掲示義務
あっせん又は調停 法25条の11	当事者の一方又は双方からの申請	○公共性のある施設等で政令で定めるもの（鉄道、道路、学校、電気施設等）に関する紛争	審査会があっせん又は調停を行う必要があると決議すると、あっせん又は調停
技術者制度 法26条	建設工事の施工にあたって、主任技術者を配置	○特定建設業許可が必要となる建設工事	監理技術者の配置
		○公共性のある施設等又は多数の者が利用する施設等に関する重要な建設工事で政令で定めるもの（国・地方公共団体発注工事、共同住宅、百貨店等）	監理技術者等の専任配置
経営事項審査 法27条の23	義務付けなし	○公共性のある施設等に関する建設工事で政令で定めるもの（国・地方公共団体・公共法人等が発注する工事）を発注者から直接請け負おうとする建設業者	受審義務あり

建設業許可制度の切り分けの考え方(現状の整理)

- 現在の建設業許可制度においては、規模及び地域性の観点から線引きがなされている。



→ 建設業許可制度を検討するに当たって、上記2点のほかに考えられる切り口はあるか。

(例) ・公共工事/民間工事の別 ・多数の者が利用する施設/利用が限定的な施設 ・工事の専門性

法令	目的規定	許可制度概要
宅地建物取引業法 (昭和27年176号)	○この法律は、宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正とを確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、もって購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化とを図ることを目的とする。	○宅地建物取引業を営もうとする者は、大臣又は都道府県知事の免許が必要 ○営業に当たっては、営業保証金の供託等が必要になるとともに、事務所等ごとに、宅地建物取引士(宅建業法に基づき実施される試験に合格し、都道府県知事の登録を受け、証書の交付を受けた者)を置く義務
貨物自動車運送事業法 (平成元年83号)	○この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。	○貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、事業(一般、特定、軽)ごとに、大臣許可が必要 ○許可申請時に事業計画(営業区域、営業所、自動車の概要等)を提出する義務 ※著しい供給過剰のため事業の継続が困難となると認められる場合、「緊急調整地域」「緊急調整区間」を指定し、新規参入や発着を制限可能
港湾運送事業法 (昭和26年161号)	○この法律は、港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。	○港湾運送事業を行おうとする者は、事業(一般、船内荷役、沿岸荷役、はしけ、いかだ等)ごとに、大臣許可が必要 ○許可申請時に、事業計画(事業所や労働者に関する情報、施設の能力、取扱数量等)を提出する義務

法令	目的規定	許可制度概要
造船業法 (昭和25年129号)	○この法律は、造船技術の向上を図り、あわせて造船に関する事業の円滑な運営を期することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○一定規模*以上の鋼製船舶のためのドック等を新設・譲受・借受する場合に、大臣許可が必要 ○船舶に関する製造・修繕等一定の事業を開始後、施設概要・事業計画を届け出る必要 <p><small>*総トン数500トン、長さ50メートル</small></p>
小型船造船業法 (昭和41年119号)	○この法律は、小型船造船業における造船技術の適正な水準を確保することにより、小型船造船業の健全な発達を図るとともに、小型船の船質の向上に資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○小型船*造船業を営もうとする者は、事業別(鋼船/木船、製造/修繕の別)及び事業場ごとに、大臣登録が必要 ○事業場毎に、製造又は修繕の工事に関する技術上の管理を行う専任の主任技術者を選任する必要 <p><small>*総トン数20～500トン、長さ15～50メートル</small></p>
航空機製造事業法 (昭和27年237号)	○この法律は、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の事業の事業活動を調整することによつて、国民経済の健全な運行に寄与するとともに、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の方法を規律することによつて、その生産技術の向上を図ることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○航空機の製造修理事業を行おうとする者は、事業区分(ジェット機、ヘリコプター、航空機用機器等)別に、大臣許可が必要 なお、滑空機や一部の航空機用機器については、届出制 ○許可事業者は、大臣の認可を受けた製造方法以外での製造が禁止される

法令	目的規定	許可制度概要
旅館業法 (昭和23年138号)	○この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。	○旅館業を經營しようとする者は、知事許可が必要 ※許可に当たっては、施設の構造設備について、施設の種類(旅館、ホテル、簡易宿所、下宿)毎の基準に適合していることが必要
電気事業法 (昭和31年170号)	○この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする。	○小売電気事業*を営もうとする者は、大臣登録が必要 ○一般送配電事業**及び送電事業***を営もうとする者は、大臣許可が必要 ○発電事業を営もうとする者は、届出が必要 *全消費者に電気の供給を行う事業。自由化に伴い新規参入した事業者を含む。 **送配電網を維持運用し送配電を行う事業。 ***変電所、送電線等を維持運用し、送電のみを行う者(J-power等)
銀行法 (昭和56年59号)	○この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。	○銀行業を行うに当たっては、内閣総理大臣の免許*を受ける必要 *業務を健全かつ効率的に遂行する財産的基礎を有し、収支の見込みが良好であること、②業務を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有し、社会的信用を有することが審査される。具体は審査基準において規定しており、審議会に諮った上で免許が付与。